

独立行政法人国立高等専門学校機構教育教員研究集会実施要項

平成16年8月 5日

一部改正 平成18年9月15日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構が主催する教育教員研究集会(以下「研究集会」という。)の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(研究集会の目的)

第2条 研究集会は、高等専門学校における教育に関する独創的な研究成果に対して発表の場を設けることにより、高等専門学校教育の振興と教員の研究業績の向上に資することを目的とする。

(担当地区の輪番基準)

第3条 研究集会は、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を考慮し、関東信越地区及び東海北陸地区で交互に開催する。

(担当校)

第4条 研究集会の担当校は、開催年度の前年度の12月末日までに担当地区の高等専門学校の間選により定める。

2 担当校は次に掲げる事項を処理する。

- 一 実施要領の作成
- 二 収支予算書及び収支決算書の作成
- 三 その他、当該概要及び論文集等の作成等

(会場)

第5条 研究集会の会場は担当校が定める。なお、会場の検討にあたっては、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を考慮し、両技術科学大学を会場候補に加える。

(発表研究論文の分類)

第6条 発表研究論文は、高等専門学校の教育に関する独創的な研究成果で、次の分野に関するものとする。

- I 教育研究分野：1) 教科研究 2) 教育課程 3) 教育方法と評価等
- II 学生指導分野：1) 学生指導 2) 学級指導 3) 課外活動指導等

(参加対象者)

第7条 研究集会に参加できる者は、国公私立高等専門学校、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学の教員とする。

(研究発表)

第8条 発表者は、別に定める研究論文募集要領に従って論文を提出し、口頭にて発表する。

(表彰)

第9条 最優秀者には文部科学大臣賞を授与し、優秀者には独立行政法人国立高等専門学校機構理事長賞を授与する。

(査読審査員・聴講審査員)

第10条 表彰の審査は、論文の査読審査と口頭発表の聴講審査により行う。査読審査委員は高等専門学校の教員から選任し担当校より委嘱する。聴講審査委員は、高等専門学校、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学の教員から選任し担当校より委嘱する。

(実施期日)

第11条 研究集会は、原則として8月に開催する。研究論文発表申し込み期限及び研究論文提出期限は、それぞれ適当な期日に定める。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成18年9月15日から施行する。